

東峰村の「小さな宝」認定品募集



東峰村の特産品をたくさんの人に親しんでもらいたい！
村内外に広く販売できる特産品を募集します。

制度概要

東峰村の豊かな自然で育まれた農林水産物を活用した特産品の開発や販売推進、販路拡大等の活動を支援するため、村内で生産された農林水産物や加工品を審査し、基準を満たすものを東峰村の「小さな宝」認定品とする制度です。

申請締切

令和5年
6月30日（金）書類必着

募集商品

- ①東峰村産の農林水産物
- ②①を使用した加工品



申請について

- ①裏面申請書に、記載の上内容を証明する書類を添付してください。
営業許可証、食品表示ラベル、材料仕入れ伝票
納品書、保管場所の写真等
- ②審査用現物の提供
申請品毎に、1点ご提供ください。

審査会の日程に合わせて提供日程をご案内します。

お問合せ先

838-1792
福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地
東峰村農林業振興協議会 事務局
（東峰村役場 農林建設課内）
電話：0946-72-2313 FAX:0946-72-2370

裏面
申請書

(様式第 1 号)

東峰村の「小さな宝」認定申請書（新規・変更）

令和 年 月 日

東峰村農林業振興協議会長 様

申請者 住 所

電 話 — —

氏 名

東峰村の「小さな宝」認定審査規約第 3 条の規定に基づき、認定を受けたいので申請します。
認定申請を行うにあたり、次に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合又は申請者としてふさわしくない行為があった場合は、申請を取り消されても、何ら異議を申し立てません。

1	農林水産物・加工品名	
2	原材料	
3	原材料の仕入先	
4	販売可能期間	
5	販売単価	
6	年間生産・製造・販売量	(販売開始 1 年未満は見込み)
7	現在の流通販売範囲	①村内 ②県内 ③他県 () ④その他 ()
8	主な販売場所	
9	品質の管理方法	
10	生産・加工施設の所在地	施設名 住 所 (電話 — —)
11	農林水産物・加工品の特長	

東峰村の「小さな宝」認定事業規約

(趣旨)

第1条 東峰村農林業振興協議会（以下「農振協議会」という。）は、東峰村（以下「村」という。）の豊かな自然で育まれた農林水産物を活用した特産品の開発や販売推進、販路拡大等の活動を支援するため、村内で生産された農林水産物や加工品を審査し、基準を満たすものを東峰村の「小さな宝」認定品（以下「認定品」という。）と定める。

(事業の名称)

第2条 事業の名称は、東峰村の「小さな宝」認定事業とし、認定品には、東峰村の「小さな宝」認定マーク（以下「認定マーク」という。）を表示することができるものとする。

(申請)

第3条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村内に住所を有し、次の条件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 村内の農地で生産活動する者
- (2) 自らが企画した商品を製造する者
- (3) 自らが企画した商品を販売する者

2 申請者は、東峰村の「小さな宝」認定申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、農振協議会長に提出しなければならない。

3 認定申請書のほか、農振協議会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(審査及び認定)

第4条 申請者から認定申請書の提出があった場合は、農振協議会流通販売検討委員会（以下「委員会」という。）が審査会を開催し、流通販売検討委員会委員長（以下「委員長」という。）が認定する。

2 審査会は、有識者1名、その他委員会が選考した者4名以内で構成する。

3 審査会は、年2回開催するが、申請がない場合は開催しない。

4 委員長は、認定品の内容について、農振協議会長に報告する。

5 農振協議会長は、認定品について認定証（様式第2号）を発行する。

(審査基準)

第5条 審査基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 村内産の農林水産物であること又はそれを使用した加工品であること。
- (2) 加工品は、販売後3月以上経過している商品で、安定的な品質及び供給量が保たれていること。
- (3) 加工品は、食品添加物の使用が抑えられていること。
- (4) 各種法令の許可が必要な商品は、その許可を取得していること。
- (5) 村の特産品としてふさわしい農林水産物や加工品であること。

(認定内容の変更)

第6条 認定品の内容に変更が生じたときは、再度審査を受けなければならない。

(認定マークの使用)

第7条 認定マークの使用については、農振協議会が別に定める。

(実績報告)

第8条 申請者は、年度終了後1月以内に東峰村の「小さな宝」実績報告書（様式第3号）を、農振協議会長へ提出しなければならない。

(認定の取り消し)

第9条 認定品としてふさわしくないと判断される場合は、委員会が協議を行い、委員長が認定を取り消すことができる。

2 認定申請書と実績報告書の生産・販売量を比較して、極端に減少している場合は、委員会が協議を行い、正当な理由がないと認められるときは、委員長が認定を取り消すことができる。

(その他)

第10条 その他、必要な事項は、農振協議会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

東峰村の「小さな宝」認定申請書（新規・変更）

令和 年 月 日

東峰村農林業振興協議会長 様

申請者 住 所

電 話 — —

氏 名

東峰村の「小さな宝」認定審査規約第 3 条の規定に基づき、認定を受けたいので申請します。
認定申請を行うにあたり、次に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合又は申請者としてふさわしくない行為があった場合は、申請を取り消されても、何ら異議を申し立てません。

1	農林水産物・加工品名	
2	原材料	
3	原材料の仕入先	
4	販売可能期間	
5	販売単価	
6	年間生産・製造・販売量	(販売開始 1 年未満は見込み)
7	現在の流通販売範囲	①村内 ②県内 ③他県 () ④その他 ()
8	主な販売場所	
9	品質の管理方法	
10	生産・加工施設の所在地	施設名 住 所 (電話 — —)
11	農林水産物・加工品の特長	

東峰村の「小さな宝」 認定証

認定番号

認定マーク

認定品名

申請者名

上記の特産品を東峰村の「小さな宝」
として認定します

令和 年 月 日

東峰村農林業振興協議会長

(様式第3号)

東峰村の「小さな宝」認定品実績状況報告書

令和 年 月 日

東峰村農林業振興協議会長 殿

認定番号 第 号

住 所

氏 名

東峰村の「小さな宝」認定品の取扱い実績を、下記のとおり報告します。

令和 年度	生産・製造量	
生産・製造・販売量	k g	
販売額	販売量（個数）	販売額
		円
生産・製造・販売量が減少している理由（減少している場合のみ記入）		
情報発信の取組状況・実績		
認定品や認定事業に関する消費者の声、クレーム等の有無及びその概要		